

災害に備えた福祉的支援体制について

目次

- 1 災害福祉支援の現状等について
- 2 災害福祉支援の課題・論点について

参考資料

1 災害福祉支援の現状等について

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣 旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

- 1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法
- 2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



水道の復旧
(被災した浄水場)

2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例

★大規模災害復興法

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で**、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ（令和7年5月28日）（抄）

5. 社会福祉における災害への対応 災害時の被災者支援との連携の在り方

【現状・課題等】

- 災害時においては、避難生活等において普段と異なる環境での生活となることから、高齢者・障害者・こども・妊産婦等の要配慮者を中心に福祉的支援のニーズが増大する。令和6年能登半島地震における対応状況からも、そのニーズに対応するための体制の充実を図る必要性や、平時からの福祉的支援の重要性が認識された。
- 具体的には、令和6年能登半島地震における福祉的支援の実施に当たり、全国的な調整によるDWAT（災害派遣福祉チーム）の活動が初めて行われた。その一方で、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」（令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）においては、DWATは他県への広域による派遣実績が少なかったことから、初動対応できるチームが限られていたため、支援に遅れがあった等の指摘がされている。平時から必要な支援体制を確保するため、各都道府県等のコーディネート機能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備面の充実等の仕組みについても併せて検討しておくなど、DWATに関する制度見直しに向けた検討を進める必要があるとされている。
- さらに、被災者支援において、どのような福祉的な支援をどういった体制で届けていくべきか検討するとともに、要配慮者の避難生活を支える福祉従事者の確保と組織化の検討が必要であるとされている。
- こうした中で、令和7年通常国会で成立した災害対策基本法等の一部を改正する法律においては、令和6年能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、地域の要配慮者や、在宅避難者・車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法に救助の種類として「福祉サービスの提供」が追加され、災害対策基本法においても、災害時における福祉サービスの提供に努めることが規定された。
- さらに、地域共生社会との関係においては、包括的な支援体制の整備を進めておくことで、災害時にも福祉関係者が連携して対応を行うことができた事例や、災害時における被災者の生活を支えるための連携体制を構築したことが、平時の福祉の包括的な支援体制の整備につながっていく事例などが確認されている。このため、災害対応と平時における福祉の支援体制に関して、双方の充実の観点からも、地域共生社会と被災者支援の連携方策について、議論を進めていくことが重要である。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、
 - ・ 災害時の支援体制と結びつけることでこそ、我が事としての地域共生社会の推進が図られ得るのではないかと。
 - ・ 災害が起これば地域全体が著しく福祉の欠けた状態となるため、平時から災害を想定した福祉の準備が必要であり、福祉における体制や研修、支援の枠組みを平時から構築するため、災害福祉支援ネットワークの体制強化が必要。
 - ・ DWATをめぐる法制度を整理し、平時から災害時へとシームレスな活動を実現させることが必要。等の指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、以下のことを可能にするための法令上・運用上の措置を行うことを検討すべきである。
 - ・ 包括的な支援体制の整備に当たっては、防災分野とも連携を図り、平時から発災後に連携が必要となる関係者との連携体制の構築を自治体に促す必要がある。
 - ・ DWATの平時からの体制づくりや研修の実施、都道府県等と関係機関の連携等を図る必要がある。

平時の福祉の支援体制（包括的な支援体制）における災害等への対応に関する規定

- 社会福祉法第106条の3第2項に定める指針において、包括的な支援体制は、災害等の影響によって発生する多様なニーズにも有効であることや災害等の発生時の支援体制も想定する重要性等についても規定している。

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成29年厚生労働省告示第355号）

第七 災害対応や感染症対策等の状況への対応

都道府県や市町村においては、近年の災害の発生状況や感染症の流行等の緊急事態にも対応する支援体制を構築していく必要がある。重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制は、災害や感染症等の影響によって発生する多様な支援ニーズに対しても有効であり、分野横断の支援関係機関によるネットワークの中で、柔軟な対応が可能となるよう整備が必要である。

具体的な取組方策としては、次に掲げるものが考えられる。

- 一 重層的支援体制整備事業その他地域生活課題に資する包括的な支援体制による都道府県、管内市町村、支援関係機関等が連携した災害や感染症その他緊急事態の発生時の支援体制を予め議論し、構築を進めること。この際、都道府県による広域の支援や近隣市町村の連携による応援体制の構築等自治体間の連携も十分図ること。
- 二 支援関係機関や関係部局が連携して、災害や感染症その他緊急事態の発生時に必要な物資について、備蓄・調達・輸送体制を予め議論し、その結果を踏まえ当該体制の整備を行うこと。
- 三 支援関係機関等と連携し、防災や感染症対策等についての周知啓発、研修、訓練を実施すること。なお、平時からICTを活用した会議の実施等による業務のオンライン化の推進も緊急事態発生時の体制構築に資するものであること。

※重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドラインにおいても、同内容が記載されている。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 （略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

市町村地域福祉計画における防災関係の記載

- 自治体が、平時から福祉の支援体制整備の検討を行う一つのツールとして地域福祉計画があり、計画の策定ガイドラインにおいて、計画に盛り込むべき事項の例として防災が挙げられている。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について

令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

（１）市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

【①：地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項】

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・**防災**、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- ・ 地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等

【②：地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項】

- オ **避難行動要支援者の把握**及び日常的な見守り・支援の推進方策

（２）計画策定の体制と過程

① 市町村行政内部の計画策定体制

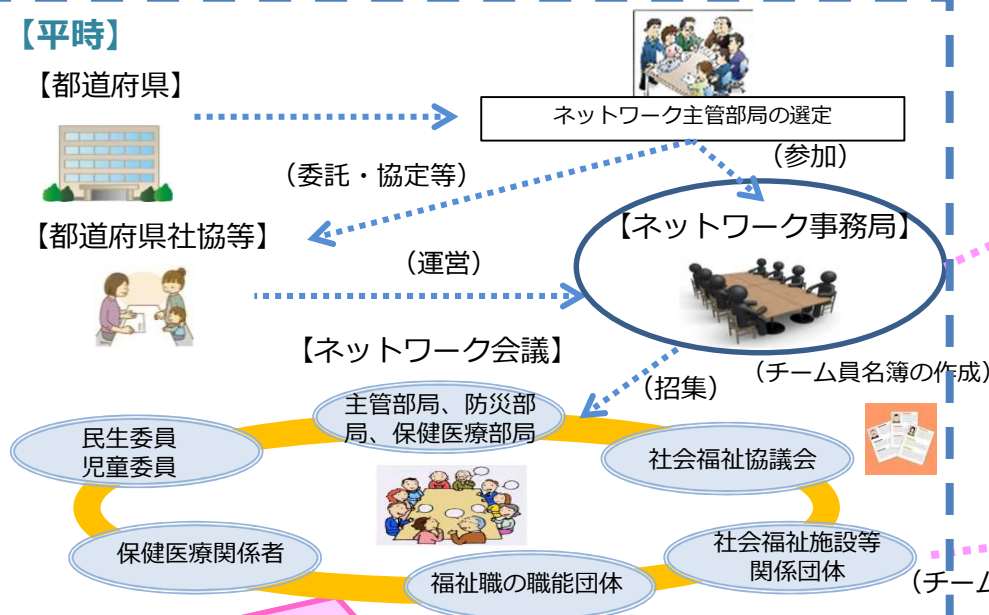
福祉に関する計画はもとより、関係する他の計画（例えば、成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画、住宅セーフティネット法による供給促進計画、自殺対策基本法に規定される市町村自殺対策計画、再犯防止推進法に規定される地方再犯防止推進計画、**災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定される市町村地域防災計画等**）の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、地域福祉計画にも位置付けるなど地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられる。

災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チーム（DWAT）について

（「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要（社会・援護局長通知））

- 災害時において、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、避難所、在宅、車中等で要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築している。

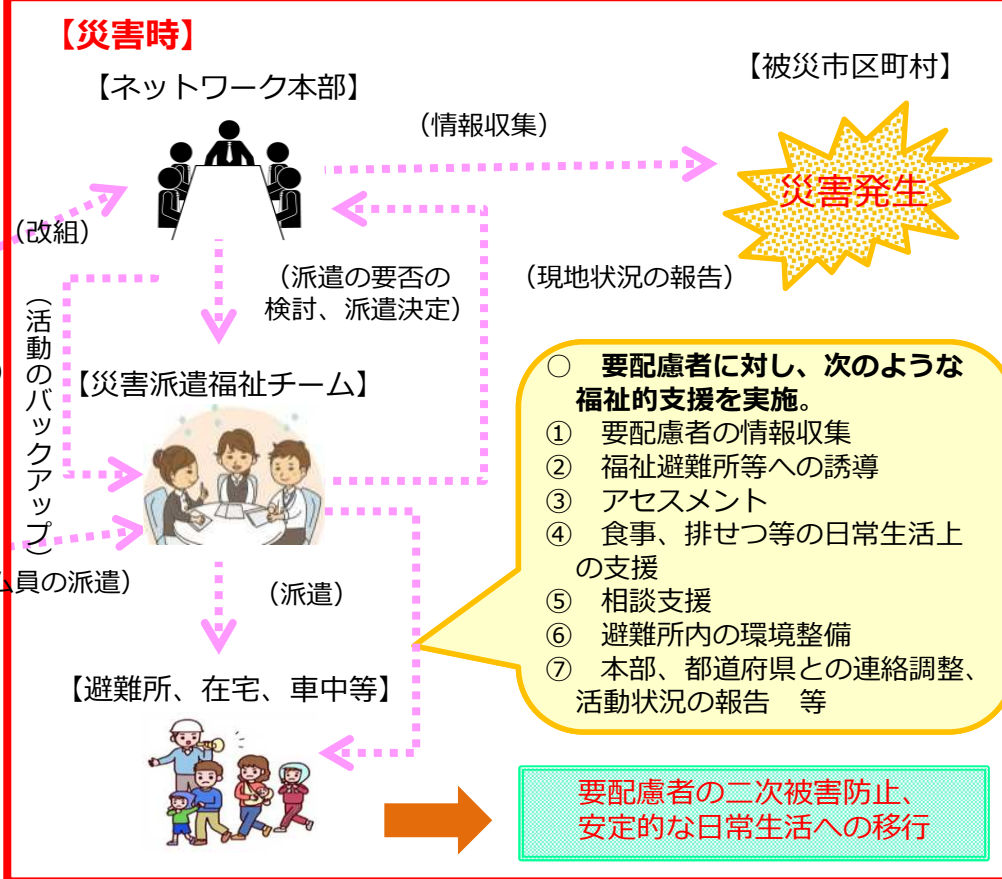
【平時】



- ネットワーク会議を活用し、災害時における活動内容等をあらかじめ整理。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① チーム組成の方法、活動内容 | ⑤ 費用負担 |
| ② チームの派遣決定及び情報収集の方法 | ⑥ 保健医療関係者との連携 |
| ③ 災害時における関係者の役割分担 | ⑦ 研修・訓練 |
| ④ 災害時における本部体制の構築 | ⑧ 住民に対する広報・啓発 等 |

【災害時】



災害派遣福祉チーム(DWAT)について

○ 災害派遣福祉チーム(DWAT)は全都道府県で編成されており、令和6年度末で約1.1万人が登録されている。

○ 災害派遣福祉チーム(DWAT)は、

- ① 都道府県単位で、平時の段階から、施設関係団体や介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等からなるネットワークを組織し、
- ② ネットワークに参加する団体や施設等から、社会福祉士や介護福祉士、ケアマネジャー等の職員を派遣し合うことにより、編成され、
- ③ 避難所等において、避難生活中的困りごとに関する相談支援、段差の解消や授乳スペースの確保等避難所内の環境整備、食事やトイレ介助等福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化、生活不活発病などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援

○ 能登半島地震で開設された避難所においては、DWATによる福祉的支援と併せて、避難所を拠点として周辺にお住まいの在宅避難者の方々に対しても生活の困りごとなどの相談支援等を実施

※呼称については、元々自治体主導の取組であることから、DWATやDCATなど自治体によって様々

○ 同チームの活動は、東日本大震災を契機に、岩手県や京都府において独自の取組が始まり、現在は国のガイドラインに基づき全都道府県で編成されている（実際に初めて同チームの活動が行われたのは平成28年の熊本地震の際）。

【DWATが活動した災害】※下線の府県は、災害が発生した県に応援派遣を実施

平成28年4月熊本地震…熊本県、岩手県、京都府

平成28年10月岩手水害…岩手県

平成30年7月豪雨災害…岡山県、青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府、愛媛県

令和元年台風19号 ……宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県

令和2年7月豪雨災害…熊本県

令和3年7月豪雨災害…静岡県

令和5年梅雨前線大雨…大分県

令和6年能登半島地震…47都道府県

令和7年岩手県大船渡市林野火災…岩手県

○ 都道府県間の広域的なDWATの派遣については、災害福祉支援ネットワーク中央センター（国からの委託）が調整。

○ 厚生労働省のこれまでの取組

- ・平成24年度～ 災害福祉支援の体制整備に向けた都道府県への補助
- ・平成30年5月 災害派遣福祉チームの編成に当たって、各都道府県が取り組むべき事項についてガイドラインを策定、通知
- ・令和6年1月 令和6年能登半島地震において、初めて全国規模での本格活動
- ・令和7年6月 ガイドライン通知を一部改正

中央防災会議防災対策実行会議 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループとりまとめ（令和6年11月）（関連部分抜粋）

- 令和6年能登半島地震においては、DWATの支援の遅れや在宅避難者等への支援の在り方などが指摘され、福祉的支援の強化、DWAT活動の制度見直し、福祉従事者の確保等に取り組むべきとされた。

Ⅱ. 今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針

3. 被災者支援

3-(3). 避難生活における保健・医療・福祉の支援

- 福祉的支援の強化に向けた体制の強化等

【現状と課題】

- ・ 能登半島地震では、長期化する避難生活を支えるため、DWAT等により福祉介護専門職員等が派遣され、初めて全国規模での本格的な活動が行われた。
- ・ 一方で、DWATについては、他県への広域による派遣実績が少なく、初動対応できるチームが限られており、支援に遅れがあった。将来の超高齢化社会や地域支援が少ない地域を考慮すれば、搜索・救助や医療支援と同程度のスピード感での被災者への福祉支援が必要である。

【実施すべき取組】

- ・ 初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援の在り方など、福祉的支援の強化に向け検討する必要がある。また、災害救助法上の救助の種類など、災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討する必要がある。
- ・ これらの検討等と併せて、在宅避難者や車中泊避難者、また被災施設への支援強化のため、在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応や、被災してサービス機能が失われた介護施設等における被災者へのケアについて、DWATの活動範囲の拡大により対応する必要がある。
- ・ DWAT活動について平時から必要な支援体制を確保するため、各都道府県等のコーディネート機能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備面の充実、DWATの活動に関する理解促進、活動期間の調整の仕組みについても併せて検討しておくなど、DWAT活動に関する制度見直しに向けた検討を進める必要がある。
- ・ 今後の高齢化に向けては、被災要配慮者の命と健康を守るため、避難所外で避難生活を送る要配慮者に対して、どのような福祉的な支援をどのような体制で届けていくべきか検討するとともに、高齢者の避難生活を支える福祉従事者の確保と組織化の検討が必要である。

避難者に対する福祉的支援の充実

- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。
- これまで、DWAT（災害派遣福祉チーム）による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。

※ 災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂（DWATの活動範囲の拡大）にて対応（令和7年7月1日施行）



DWAT(災害派遣福祉チーム)

<事務局>
中央センター(現在は全国社会福祉協議会)・都道府県事務局
:DWATの全国派遣を調整

<構成員>
社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等

<活動内容>
被災要配慮者への相談支援、日常生活上の支援等

派遣、活動

	災害救助法	DWAT活動範囲
避難所	拡大	
在宅・車中泊 ※		

(参考) 災害救助法 (昭和22年法律第118号) (抄)

(救助の種類等)

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 福祉サービスの提供
- 七 被災した住宅の応急修理
- 八 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 九 学用品の給与
- 十 埋葬
- 十一 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2～4 (略)

(参考) 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) (抄)

(避難所における生活環境の整備等)

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与し、避難者の数、避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握するとともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン（令和7年6月改正の主なポイント）

- ・ 災害救助法における救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加されたことから、これまで避難所で活動してきたDWATが、在宅や自家用車等で避難生活を送る要配慮者等への対応も可能となるよう活動範囲を拡大する。
- ・ 令和6年能登半島地震での対応を踏まえ、DWATを迅速に派遣出来るようにする等の運用の改善を図る。

災害救助法等の改正に伴う対応

- ・ 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」へ考え方を転換し、避難所に加えて在宅や自家用車等で生活が続ける要配慮者に対する支援等、**場所にとらわれず活動可能**とする。
- ・ **活動内容に「要配慮者の情報の収集」を追加**し、被災地において報告される情報や在宅等の巡回を通じて要配慮者の把握を行う。
- ・ 災害対策基本法において、被災者援護協力団体の登録制度が創設され、今後内閣府において当該団体の公表が進められていくことから、都道府県が設置する災害福祉支援ネットワークにおける構成員の例として明記する。

令和6年能登半島地震での対応等を踏まえた対応

- ・ DWATの迅速な派遣に向けた対応
 - ✓ チーム派遣の可能性がある場合には、**初動チーム**（発災初期の支援に当たるために必要となるチーム）**のチーム員に待機を指示**。
 - ✓ 被災都道府県が甚大な被害により、**非被災都道府県に対するチーム派遣要請を行うことができない場合であって、緊急的にDWATの派遣が必要であると判断した場合は**、被災都道府県に替わって**一時的に厚生労働省が派遣を要請**。
- ・ 他の関係者と連携した支援を行うための対応
 - ✓ **被災地の状況把握を行う主体と方法について**、市区町村が担う範囲や福祉サービス事業者が対応する範囲等の**役割分担**や、市区町村からの**避難行動要支援者名簿の共有方法**も含め、**平時から取扱いを定める**。
 - ✓ **保健医療関係者と連携した対応が必要であり、特に保健師等チームとの情報共有の方法等**を入念に確認。
 - ✓ **重複したアセスメントにより要配慮者の負担を増大させることのないよう、関係者間で情報共有を行い、一緒にアセスメント行うことも検討**。
- ・ 都道府県における支援体制やDWATの体制強化等を進めるための対応
 - ✓ 都道府県が設置する災害福祉支援ネットワークにおける構成員の例として、当事者団体や専門性を有するNPO法人やボランティア団体等の活動調整や情報共有等のコーディネートを行ういわゆる「**災害中間支援組織**」を明記。
 - ✓ DWATチーム員の確保のため、必要に応じて**地方公共団体や社会福祉施設等の退職者の活用**について検討。

2 災害福祉支援の課題・論点について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 平時からの連携体制の構築について

現状・課題

【災害時の福祉的支援の重要性】

- 災害時においては、避難生活等において普段と異なる環境での生活になることから、高齢者・障害者・子ども・妊産婦等の要配慮者を中心に福祉的支援のニーズが増大する。
- 令和6年能登半島地震における福祉的支援の実施にあたっては、ニーズに対応するために初めて全国規模でのDWATの本格的な活動が行われたが、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」（令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）（以下「報告書」という。）においては、初動対応の遅れや在宅避難者等への支援の在り方などが指摘され、災害時の福祉的支援の重要性が認識された。

【平時からの災害時を見据えた福祉的支援の体制づくり】

- 避難所以外の場所における応急的な福祉サービスの提供を充実させるため、災害救助法が改正（令和7年7月施行）され、同法上の救助の種類として「福祉サービスの提供」が新たに規定されるなど、災害時の福祉的支援が法定化されたが、災害関連死の抑制を最終的な目的として災害時の福祉的支援を充実させていくためには、災害時に適切な対応をとることができるよう、平時から災害時を見据えた福祉的支援の体制づくりが重要である。
また、地域共生社会の在り方検討会議においても、包括的な支援体制の整備が災害時対応に寄与することや被災者支援の取組が平時の福祉の支援強化につながることを踏まえ、地域共生社会と被災者支援の連携方策について、双方の充実の観点からも、検討を進めていく必要があるとされている。
- 社会福祉法第106条の3第2項に定める指針（社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針）においては、包括的な支援体制について、災害等の影響によって発生する多様なニーズにも有効であることや、災害等の発生時を想定して支援体制を構築しておくことの重要性等についても規定しているが、法律上、包括的な支援体制整備にあたって、連携に配慮すべき分野として防災は規定されていない。
- 自治体が平時から福祉の支援体制整備の検討を行う一つのツールとして地域福祉計画があり、計画の策定ガイドラインにおいて、計画に盛り込むべき事項の例として防災が挙げられているが、記載すべき防災関係の内容は不明瞭である。

1 平時からの連携体制の構築について

論点

- 災害時を見据え、平時からの福祉的支援の体制づくりを推進するために、以下の見直しを行うことについてどう考えるか。
 - ・ 国及び地方公共団体は、包括的な支援体制の整備等を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとされ、当該措置の推進に当たっては、保健医療・労働・教育・住まい・地域再生等の関連施策との連携に配慮するよう努めることが社会福祉法で規定されているが、これに「防災」との連携を加えるものとすること
- 地方自治体が作成する地域福祉（支援）計画の記載事項は社会福祉法で規定されているが、これに、災害福祉に関する事項を追加することについてどう考えるか。

また、具体的な記載事項として、地域福祉計画策定のガイドラインを改定して以下の記載を求めることとし、計画策定の過程において災害時の対応を検討しておくよう促すことについてどう考えるか。

 - ・ 市町村地域福祉計画において、
 - ① 防災関連施策（※1）や災害ボランティア活動（※2）に対し、福祉担当部局が、平時から災害時において連携・協力を行う内容
 - （※1）個別避難計画の作成・活用、災害ケースマネジメントの実施 等
 - （※2）社協が実施するボランティアセンターの取組、災害支援を専門とするNPOが実施する活動 等
 - ② 福祉サービスの提供体制の維持やサービスが途絶えた場合の代替サービスの確保方策（※3）
 - （※3）他市町村との連携、地域における協力体制の構築 等
 - ・ 都道府県地域福祉支援計画において、
 - ③ DWATの整備状況、災害時における役割や実施内容（※4）
 - （※4）市町村別の整備状況の把握、体制の増強、発災時の積極的な活用 等

2 DWATの平時からの体制づくり・研修等について

現状・課題

- DWATについては、平時からの取組として、災害時にDWATとして派遣される福祉従事者を確保するとともに、当該従事者を育成するために災害時を見据えた研修・訓練等の実施が必要である。現状では、都道府県が研修・訓練等を実施しているが、DWATの仕組みについて法的根拠がなく、通知に基づいて行われている状況である。
- 報告書においては、要配慮者の避難生活を支える福祉従事者の確保と組織化の検討が必要、地域の実状に応じた訓練の実施が必要と指摘されており、地域共生社会の在り方検討会議においても、災害が起こると地域全体が著しく福祉の欠けた状態となるため、平時から災害を想定した福祉の準備が必要であり、福祉における体制や研修、支援の枠組みを平時から構築する必要があるとの指摘がなされている。
- また、DWATとして福祉従事者が派遣されるためには、その所属する法人・事業所の理解・協力が必要であることから、より理解・協力を得られるための方策について検討が必要である。
- さらに、災害時にDWATが活動するに際して必要となる要配慮者の情報について、地方自治体から提供を受けることは可能ではあるものの、民間の社会福祉施設等の職員を中心に構成されるDWATに対しては、行政機関への提供とは異なり個人情報の提供を躊躇する例があるという指摘がある。

2 DWATの平時からの体制づくり・研修等について

論点

- DWATの体制整備や災害時の支援をより安定的、かつ円滑に行うという観点から、DWATについての法制度を整備することについてどう考えるか。
- 特に、福祉従事者の確保等による平時からの体制づくりや研修の実施など、DWATに必要な枠組みについて、以下のように整備することについてどう考えるか。
 - ・ 災害時における福祉従事者の確保が可能となるよう、災害時に福祉的支援に従事する者の登録制度を整備するとともに、災害時に福祉的支援に従事する者に対する研修及び訓練の実施に関する規定を設けること
 - ・ 災害時には広域的な対応が必要となる場合があります、その際には研修を受講したDWATチーム員が派遣されることから、国が登録名簿の管理や研修を実施することとし、併せて、DWATの養成・派遣を円滑に行うためには地域の実状も勘案する必要があることから、都道府県災害福祉支援ネットワークも関与すること
 - ・ 都道府県においても福祉従事者に対する研修及び訓練の機会の提供等を行うよう努めるものとすること
 - ・ DWATチーム員が所属する法人・事業所の使用者に対して、都道府県知事の派遣要請に対応することができるための配慮をする旨の努力義務を課すこと
 - ・ 避難所等においてより適切な福祉的支援の提供を行うため、DWATの活動に必要な要配慮者等の個人情報を適切に入手、活用する観点から、DWATチーム員に秘密保持義務を課すこと

参考資料

趣 旨

内閣府防災作成資料

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%・避難指示で避難すると回答した者：40.0%



避難情報の報道イメージ
(内閣府で撮影)

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。

②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2) 個別避難計画（※）の作成

<課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

近年の災害における犠牲者のうち
高齢者（65歳以上）が占める割合
令和元年東日本台風：約65%
令和2年7月豪雨：約79%

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。**

任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10% 任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%
※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



避難行動要支援者が
災害時に避難する際のイメージ

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

○高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等を実施するための計画

○これまで取組指針^(※)で作成を促してきたが、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

(※) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月 内閣府(防災担当)

【取組指針に基づく市町村の作成状況】計画の作成に着手している市町村：1,691団体(97.1%)、未作成：50団体(2.9%)

令和7年4月1日現在
n=1,741団体

対 象 者

○高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作 成

○市町村が作成に努める(努力義務)ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成

※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成

※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成

※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記 載 内 容

(氏名、住所等のほか) ○避難支援等を実施する者 ○避難先 等

個別避難計画情報の避難支援等関係者^(※)などへの提供

(※) 避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

○適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供

注) 個別避難計画情報：個別避難計画に記載し、又は記録された情報

○平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等^(※)の同意がある場合に提供し、災害時は本人等の同意を要しない

(※) 避難行動要支援者本人等：①避難行動要支援者本人と
②支援をする避難支援等実施者



【災害ケースマネジメント】

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、

必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、

当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、

被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

【課題】

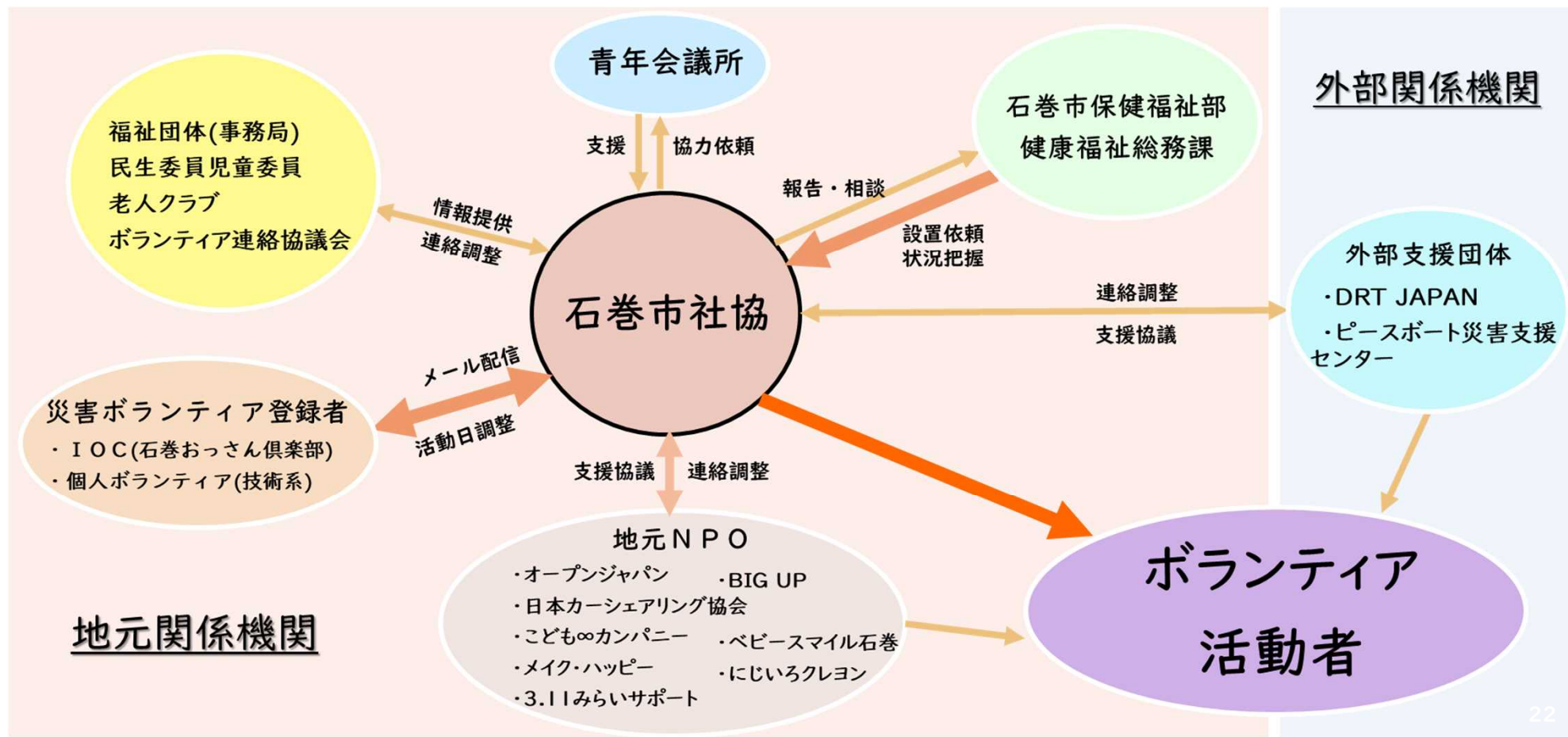
- ・自ら声をあげられない被災者の存在
- ・在宅避難者の増加
- ・支援漏れの発生

- ・被災者の抱える多様な課題の存在
- ・行政の対応が難しい課題の存在

- ・その場での対応だけでは、必ずしも課題の解決につながらない場合がある
- ・個々の被災者に寄り添った支援が必要

**被災者の自立・生活再建の早期実現、
コミュニティやまちづくりなどの地域の復興を通じ地域社会の活力維持に貢献**

【事例】宮城県石巻市社協災害ボランティアセンター エコマップ



【事例】令和3年7月豪雨 富士市

- ・ 富士市では、社協が行う被災地域の訪問活動に、技術系NPO団体（災害救援レスキューアシスト）のメンバーも一緒に同行したことで、支援の必要性の確認が行われたり、新たな困りごとの把握につながった。
- ・ 社協の丁寧な聞き込みと、技術系NPO団体と連携したからこそ、被災者の声なきニーズに気づき、対応することができた。



訪問の様子（訪問時には、技術系NPO団体も同行）



実際の活動内容を技術系NPO団体から住民へ説明した（社協も同行）



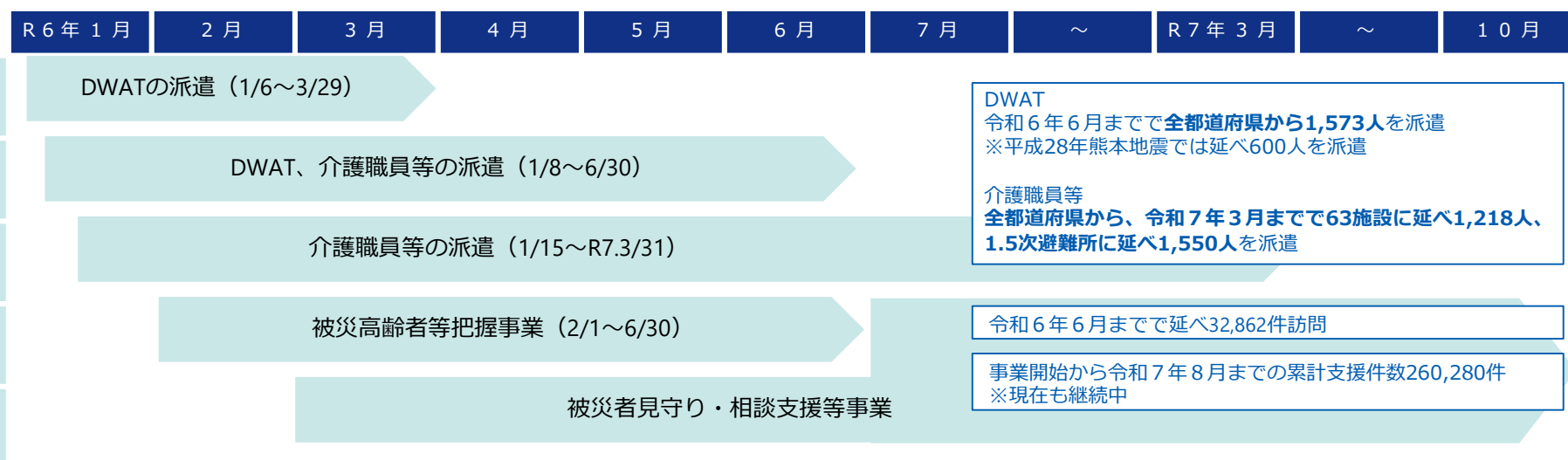
活動後の会議には技術系NPO団体も参加

写真提供：富士市社会福祉協議会、災害救援レスキューアシスト

令和6年能登半島地震における福祉的支援について

能登半島地震への対応においては、福祉的な支援を必要とする場所が時間の経過とともに変化しており、石川県保健医療福祉調整本部や災害福祉支援ネットワーク中央センターと調整の上、各場面で必要な体制を確保しながら避難先や広域避難先への移送などニーズを踏まえた対応を実施した。

- ① 地域の被災状況に応じて、DWATによる避難所への常駐によるアセスメントや相談対応、巡回訪問を実施
- ② 福祉避難所については、福祉避難所となる施設が大きく被害を受けたほか、ライフラインの途絶、担い手となる施設職員等も被災して不足することで、開設が一部に留まったことから、2次避難所に移るまでの一時的な滞在を想定した1.5次避難所が開設され、DWATや介護職員等の派遣を実施
- ③ 2次避難者や定員を超過して避難者を受け入れる施設や被災した施設等に、介護職員等の派遣を実施
- ④ 避難することなく在宅に留まっている方については、被災高齢者等把握事業により、ケアマネジャー等が個別訪問を実施
- ⑤ 仮設住宅入居者等については、被災者見守り・相談支援等事業により、生活支援相談員が個別訪問等を行い、見守りや日常生活上の相談支援を行った上で被災者を各専門相談機関へつなぐ取組を実施



災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインの構成

1. 各都道府県における災害福祉支援ネットワーク構築の目的について

2. 各都道府県におけるネットワーク主管部局の選定について

3. 平時におけるネットワーク事務局の設置等について

(1) ネットワーク事務局の設置

(2) ネットワークの構成員

(3) 平時における災害福祉支援ネットワークの活動内容

- ① チームの組成の方法、災害時のチームの活動内容
- ② チームの派遣決定及び情報収集の方法
- ③ 災害時における構成員の役割分担
- ④ 災害時における本部体制の構築
- ⑤ 費用負担
- ⑥ 保健医療関係者との連携
- ⑦ 研修・訓練
- ⑧ 受援体制の構築
- ⑨ 住民に対する広報・啓発
- ⑩ 事務局・本部機能の強化

4. 災害発生時における活動内容等について

(1) 本部の機能・役割

- ① 本部の設置
- ② チームの派遣要否の検討
- ③ チームの派遣決定
- ④ 活動計画の策定
- ⑤ チームの活動支援
- ⑥ チームの派遣終了の決定
- ⑦ 活動終了後の振り返り等

(2) チームの活動内容

- ① 要配慮者情報の収集
- ② 指定福祉避難所等への誘導
- ③ 要配慮者へのアセスメント
- ④ 日常生活上の支援
- ⑤ 相談支援
- ⑥ 避難所等における環境整備
- ⑦ 本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告
- ⑧ 後続のチームへの引継ぎ
- ⑨ 被災市区町村や避難所等の管理者等との連携
- ⑩ 他職種との連携
- ⑪ 被災地域の社会福祉施設等との連携

5. 市区町村の責務について

6. その他の留意事項について

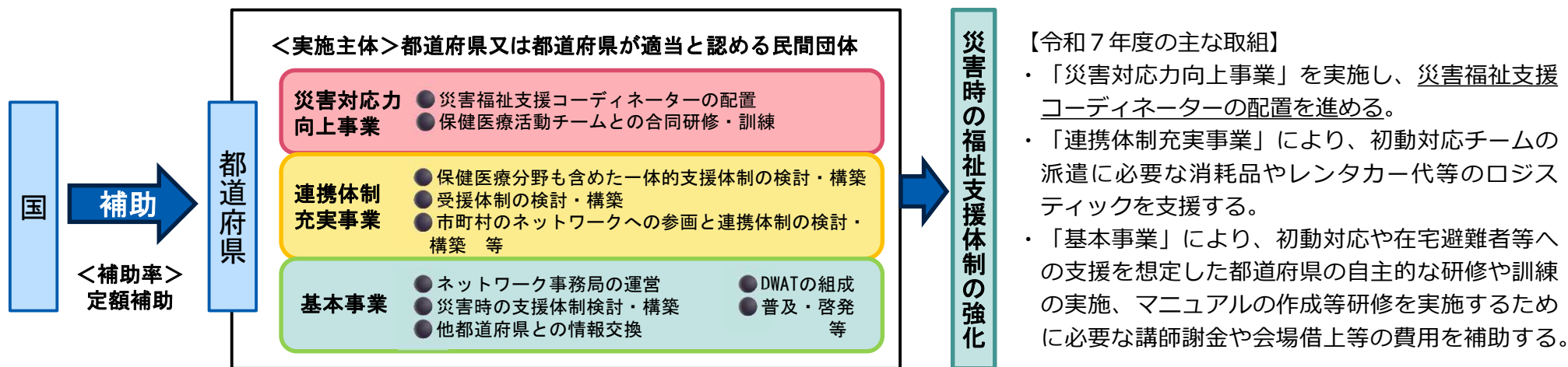
- (1) 保健医療分野を含めた一体的な支援体制の整備等
- (2) 後継事業への引継ぎ
- (3) 広域的な災害の場合の取扱い
- (4) 被災した社会福祉施設等の事業継続
- (5) 「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」の活用

令和7年度予算額 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 2.9億円 (2.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時において、要配慮者から求められる福祉的ニーズに対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置を進めており、令和5年度には全ての都道府県が配置された。
- 令和6年能登半島地震においては、すべての都道府県から多くのDWATが被災地へ派遣され、避難所や1.5次避難所における被災者からの相談支援などの福祉的な支援を通じて、被災者の生活を支えてきたが、DWATについては、派遣実績が少なく初動対応できるチームが限られていることや宿泊先等の拠点の確保が困難であったことから、被災状況等を把握し、初動から対応できる自力執行能力のあるチームの育成を進めていくことが必要である。
- 令和7年度においても、災害時の福祉的支援を実施できる体制づくりに向けた取組をさらに強化し、推進していく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



令和7年度予算額 18百万円 (17百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

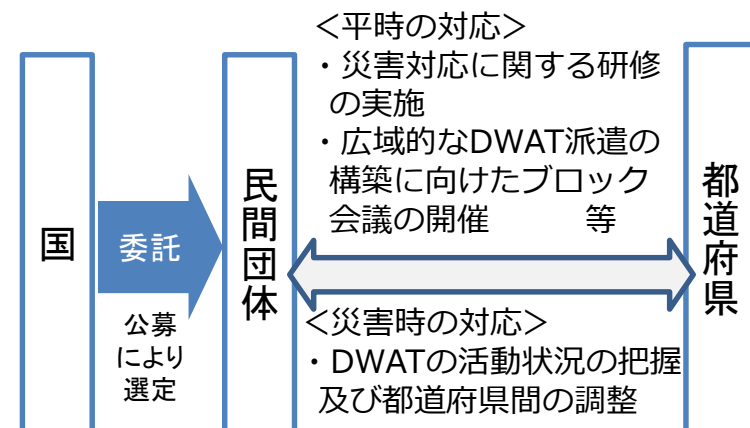
- 災害時において、要配慮者から求められる福祉的ニーズに対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置を進めており、令和5年度には全ての都道府県が配置し、令和6年能登半島地震において派遣された。
- 令和4年度から、平時は広域的な派遣体制の構築やDWATチーム員を養成する全国研修、災害時は都道府県間のDWATの派遣調整等を一体的に行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置し、都道府県において中核的な担い手となる人材の育成等を実施。
- DWATについては、派遣実績が少なく初動対応できるチームが限られていることや宿泊先等の拠点の確保が困難であったことから、被災状況等を把握し、初動から対応できる自力執行能力のあるチームの育成や長期間の派遣調整を想定した応援・受援体制の構築、民間団体等との連携を推進していく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

実施主体：国（民間事業者へ委託）

<令和7年度の主な取組>

- ① 平時の対応として、災害時における初動対応や在宅避難者等への支援において必要な対応を検討し、都道府県の自主的な研修や訓練等の実施に必要な研修素材の作成やプログラムの開発等を行うために必要な謝金や会場借料等を計上する。
- ② 災害時の対応として、長期間の派遣調整対応を想定し、被災地での活動、都道府県や支援団体間の調整に係る臨時職員の雇い上げ費用を上乗せし、支援体制を強化する。



災害福祉支援体制強化等事業

担当省庁：厚生労働省
事業費：0.7億円
対象事業：連携事業

事業目的

- 災害救助法の改正に伴い、DWAT（災害派遣福祉チーム）の活動範囲を拡大し、在宅や車中避難者に対する支援等についても実施していくこととなります。
- 令和6年能登半島地震の対応に係る有識者会議では、DWATの被災地への迅速な派遣や被災した福祉避難所での要配慮者の受入れ、多様な主体の連携等による支援体制の強化を進めていくこと等が課題とされております。
- 災害救助法の改正や有識者会議での課題を踏まえた対応を早期に検討するため、災害福祉支援体制の強化に向けた取組を試行的に実施いたします。

事業概要

実施主体・連携先：都道府県、民間団体

- (1) 災害時に中核的な役割を担う社会福祉施設等の整備モデル事業
 - ・ 災害拠点福祉施設としての基準の検討・整備
 - ・ 要配慮者や支援に当たるDWATを受け入れるための資機材の検討・整備
- (2) 被災者の生活再建支援に係る連携体制充実事業
 - ・ 住まいや司法等の被災者の生活再建支援関係者や災害中間支援組織との連携の強化
- (3) アドバイザーを活用した災害福祉支援ネットワーク強化事業
 - ・ アドバイザー（災害福祉支援に係る知見のある有識者）による助言等を通じた支援体制の強化（以下想定される支援の例）
 - ✓ 都道府県災害福祉支援ネットワークや災害福祉支援ネットワーク中央センターの効果的な運営や支援体制の体制構築
 - ✓ 都道府県間の相互支援体制の構築
 - ✓ 福祉関係者との連絡調整・派遣調整やDWATの活動支援に必要な資機材の検討等ロジスティック面の強化や業界団体との災害時連携協定の締結
 - ✓ 災害時におけるDWAT等の派遣調整に対する助言等を通じた被災地支援

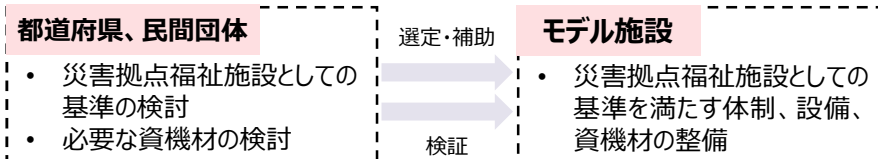
<事業スキーム>



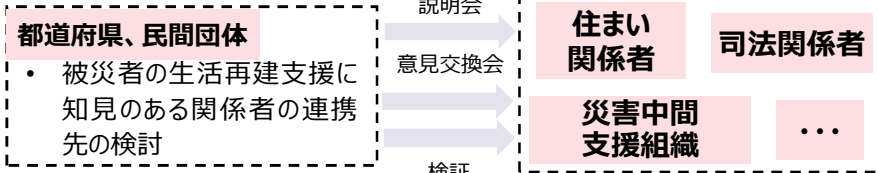
実施イメージ

<本事業で実施する取組>

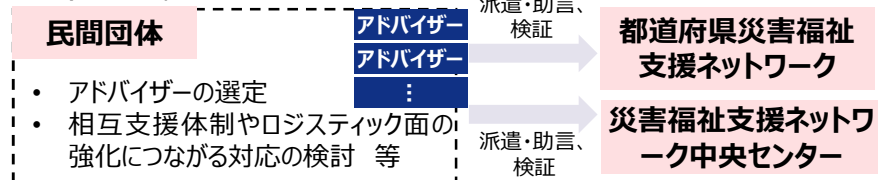
(1) の事業



(2) の事業



(3) の事業



<本事業により得られる効果>

各事業を試行的に実施することにより、国と都道府県、都道府県間、都道府県と民間団体等の連携強化に向けた取組の在り方を整理でき、被災者支援のための福祉支援体制の強化につながると期待されます。

災害発生時を想定した訓練

衆議院 災害対策基本法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

- 三 災害時における福祉的支援の充実・円滑化を図るため、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者である被災者に対して、その配慮を要する事情に応じた応急の福祉的支援が行きわたるよう努めること。
- 四 福祉サービスの提供に当たっては、必要とする者に適切なサービスが提供されるよう、ガイドライン等の整備を行うとともに、福祉施設や福祉サービスの機能が回復されるまでの間は、関係府省が連携し必要な支援を継続するよう努めること。また、施設やサービスの機能回復に向けた応援派遣や必要物資・機材の調達等について、災害発生前から適切な準備ができるよう適切に支援すること。
- 五 福祉関係者に対する従事命令の発出及び罰則の適用については、福祉の範囲が広範にわたることに鑑み、緊急性や必要性等を十分に検討し、慎重な運用がなされるよう、都道府県等に適切な助言を行うこと。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

- 二 避難所に避難できず、自宅や車中で避難生活を送っている避難者に対しても、避難所で提供される物資や情報等が等しく提供され、適切に行きわたるよう、地方公共団体に周知徹底するとともに、適宜その運用状況を把握し、必要な対応を図ること。また、災害時に福祉避難所が速やかに開設できるよう、適切な施設の指定及び協定の締結を促進するとともに、福祉避難所を必要とする被災者の受入れに対応可能な物資の備蓄・機材の確保や施設の耐震化に向けた支援を行うこと。
- 三 災害時における福祉的支援の充実・円滑化を図り、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を始めとした特に配慮を要する被災者に対して、それぞれの事情に応じた応急の福祉的支援が行きわたるよう努めること。
- 四 災害時における福祉サービスの提供に当たっては、必要とする者に適切なサービスが提供されるよう、ガイドライン等の整備を行うとともに、福祉施設や福祉サービスの機能が回復されるまでの間は、関係府省が連携し必要な支援を継続するよう努めること。また、施設やサービスの機能回復に向けた応援派遣や必要な物資・機材の調達等について、災害発生前から十分な準備ができるよう適切に支援すること。
- 五 災害時に適切な福祉サービスが提供されるよう、DWA T（災害派遣福祉チーム）への情報提供及びDWA T間の情報連携のために必要な環境整備を図ること。
- 六 福祉関係者に対する従事命令の発出及び罰則の適用については、福祉の範囲が広範にわたることに鑑み、緊急性や必要性等を十分に検討し、慎重な運用がなされるよう、都道府県知事等に適切な助言を行うこと。
- 十一 障害者、高齢者等への実効性の高い避難支援に向けて、各市町村における避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定が進むよう、防災・災害対応に係る人材の確保、財政措置、先進・優良事例に関する情報提供等、必要な支援の強化を図ること。また、災害時に要配慮者利用施設の利用者が速やかに避難できるよう、各市町村に対し、避難先や福祉人材の確保を促すとともに、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等に係る優良事例の情報を提供するなど適切な支援を行うこと。

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

(2) 東日本大震災からの復興・再生及び能登半島地震からの復旧・復興等

(能登半島地震からの復旧・復興及び防災対策の推進等)

～(略)～

新たな被害想定等を踏まえた南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、富士山噴火への対策、活火山法に基づく火山災害対策や、物質科学分析の推進など火山調査研究推進本部における調査研究、専門人材の育成・継続確保を推進するとともに、中枢管理機能のバックアップの観点も踏まえた危機管理体制の強化に取り組む。防災産業の育成、海外展開を推進する。

避難所環境の抜本的改善、衛生の確保に向け、発災時にトイレ、パーティション、簡易ベッド、温かい食事、入浴設備を速やかに提供できるような地方公共団体による資機材の備蓄への支援やプッシュ型支援の迅速化に向けた分散備蓄、トレーラーハウス等の活用、洋式の快適トイレの推進、避難所となる学校の空調整備など、事前防災の取組を推進する。保健医療福祉活動チームや学校支援チーム等の体制整備・人材育成に取り組む。

～(略)～